

渡良瀬遊水地の未来

内田 孝男 (古河市)

2008年10月下旬、韓国においてラムサール条約締約国会議(COP10)が開催されました。この会議にむけて「渡良瀬遊水地をラムサール登録地に！」と2006年度に埼玉県支部も支部を挙げて署名活動に加わり、おかげ様で多数の署名が集まった事はまだ記憶に新しいところではないでしょうか。残念ながら登録地になりませんでした。しかし、当時の藤岡町長へ署名簿提出、他2市3町の首長、4県知事及び国土交通大臣、環境大臣へ署名簿提出の報告を実施した事は、多方面へのアピールと、後につながる大きな道筋を作りました。

そしてCOP10から2年が経過しようとしています。これからの渡良瀬遊水地はどうなるのでしょうか…。最近の動向について、お知らせしたいと思います。

昨年末より**ラムサール条約登録地に向けて**2つの追い風が吹き始めました。

追い風その1 . - 国土交通省の湿地保全・再生検討委員会と基本計画の策定 -

ラムサール条約登録地になるためには大きく分けて3つの条件があります。

条約湿地であること。国際的な基準は9つあります。ここでは省略しますがいずれかを満たせば条約に登録が可能です。(環境省HP:ラムサール条約と条約湿地<http://env.go.jp/nature/ramsar/conv/2-1.html>)

予定を含む国指定鳥獣保護区特別保護地区等として保全が担保されていること。

地元自治体から賛意を得たものであること。地域での合意形成が重要で渡良瀬遊水地の場合、県及び管理する国土交通省も含まれます。

特に をクリアしていなければなりません。 について遊水地は基準を充たしているものがいくつかあります。 について、残念ながら現在担保されていません。 についても十分とは言えませんでした。このため、

をクリアしても 又は のため、非常にハードルが高い状況でした。

ところが国土交通省は、平成14年から平成22年2月まで断続的に開催していた渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会(利根川上流河川事務所が設置)での最終のまとめとして、平成22年3月に渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画を策定し、この最終章で、[渡良瀬遊

水地をラムサール条約湿地に登録する地元の声も尊重し、「水と緑のネットワーク」の一拠点として、多様な魅力を持つ湿地とするとともに、将来はトキやコウノトリが舞うような魅力的な地域作りの一助となるよう関係者と共同・連携を強めていく]と記しており、前向きに結んでいます。

また遊水地内では、昨年度から、以前より規模の大きな湿地再生試験のための掘削等に着手しています。鳥獣保護法だけでなく、河川法や河川整備計画、さらに保全・再生基本計画を条約湿地の法的担保として登録を可能とすることはできないかと、環境省等と調整作業を開始しました(今年2月、ラムサール条約登録地を増やす議員の会の総会で明確に発表)。すなわち、必ずしも今までの が必要ということではなく、状況は大きく変わり始めています。も国土交通省が自ら動き始めていますので、後は地元の賛意の要件だけが問題となり、登録への要望をどれだけ強く示せるかによって決まって来ます。

追い風その2 . - 南関東エコロジカル・ネットワーク形成に関する検討委員会 -

昨年末、国土交通省関東地方整備局河川部では、「南関東エコロジカル・ネットワーク改正に関する検討委員会を開催する」と発表しました。事業の中の1つで「南関東におけるコウノトリ・トキを指標とした河川及び周辺地域における水辺環境の保全・再生方策の検討や、将来のコウノトリ・トキの野生復帰に向

けた魅力的な地域づくりのための地域振興・経済活性化方策の検討を目的とする」というものです。この検討委員会は環境省が入っており、進捗状況を注意深く見守る必要がありますが、注目すべき第1歩であると思います。コウノトリ・トキについては、保護飼育から試験放鳥と野生復帰に向け進めてきていますが、社会環境や行政サイドとしても本格的に人との共存を見据える段階に入ってきました。その1つの方策に、この検討委員会が生まれ南関東に5つの対象エリアを設けています。

- 1) 荒川流域エリア
- 2) 渡良瀬遊水地エリア
- 3) 利根運河周辺エリア
- 4) 北総(印旛沼・手賀沼)エリア
- 5) 房総中部エリア

であり、1)では鴻巣市、2)では小山市、3)では野田市が早くも関心を高めています。

とりわけ野田市長は、2012年度にも野田市内でコウノトリの放鳥を目指すとして述べています。また鴻巣市では7月に市民団体が豊岡市から中貝市長を招き講演会を開催しました。また9月20日には、過去に署名活動を実施したNPO団体が、栃木市においてやはり豊岡市より中貝市長を招きフォーラムを開催する予定です。将来の南関東が楽しみになってきました。

以上、「追い風その1：平成14年から湿地保全・再生の検討をしてきた。ラムサール条約登録地への要望も出ている」と「追い風その2：南関東エコロジカル・ネットワークの対象エリアである」を渡良瀬遊水地の未来に重ねると、ラムサール条約登録地ということがより現実味を帯びてくるのです。

2012年ルーマニアで開催予定のCOP11に向け、日本では2011年秋に新規登録する湿地を内定することが予想されます。逆算しますと2010年秋から2011年春にかけて地元から強力な条約登録の賛意を示す必要があります。

埼玉県では加須市がどのような対応にできるか期待されます。おそらく構成する4市2町の首脳会談、あるいは関係課の協議などが実施されるのではないかと思います。



チュウヒ(内田)

一方、環境省が中心となって進めている候補地検討会は、今年度6月25日に続き、2回目の検討会が7月26日に開催され、その資料の中で渡良瀬遊水地は、潜在候補地(案)192地の中に名を連ねています。8月24日に第3回を終えました。9月末までにリスト発表となるようです。

先月7月18日、チュウヒとその生息地である湿地の生物多様性の保全活動を推進するため、名古屋市で第3回「チュウヒサミット」が開催されました。その2日後の20日、講演された英国王立鳥類保護協会ミンズミア保護区シニアマネージャーのアダムローランズさんが(財)日本野鳥の会自然保護室の古南さん、浦さんと遊水地を訪れました。私は案内に誘われ同行いたしました。その後栗橋にある利根川上流河川事務所を訪れ、アダムローランズさんは約1時間にわたり、担当技官にチュウヒの保全と湿地再生のポイントを熱く伝え、「渡良瀬遊水地=ファンタスティック!」と締めました。間近で聴けて嬉しかったです。英国から来た専門家が、素晴らしい所、と断言してくれたわけですね。

ラムサール条約登録地にすることは非常に大変です。しかし、将来にわたり継続的に賢明な利用が可能になるよう、地域の人たちをはじめ、皆で考え支えあい進めていかなくてはなりません。そしてチュウヒやコウノトリ、トキをはじめ野鳥たちのためにも実現できればと思います。